

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

伊藤忠連合企業年金基金（以下「当基金」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）の運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則として、国が推進する資産運用立国構想に基づき 2024 年 8 月 28 日に公表された「アセットオーナー・プリンシプル」に賛同し、受入れることを表明します。

<原則 1>

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受益者である加入者及び受給者の最善の利益のため、運用管理規程に基づき理事会・代議員会の決定により、運用目標・運用方針を定め、長期的な観点から、適切、安全かつ効率的な運用を行っています。

<原則 2>

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこでアセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合は外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用を担う人材として運用執行理事を配置し、運用執行理事や職員は、企業年金連合会などの研修や各種勉強会に積極的に参加することで専門的知見の向上に努めています。また主幹事行をはじめ各金融機関から意見や助言を受けるとともに、年金資産運用に係る審議及び理事会・代議員会の諮問機関として資産運用委員会を設置し、運用体制を確立しています。

<原則 3>

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標を安定的に達成するために、最適な運用委託先を選定し、運用戦略や運用資産構成についても政策アセットミックスを基本とし、適切なバランスと分散を図り、必要に応じて見直しを行います。またリスク管理においても運用委託先等と情報交換を行いながら、適切な分散投資を図り、効果的な管理を行っています。

<原則 4>

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、年に2回機関紙を発刊し、受益者等に対して、年金資産の運用方針・運用状況・財政状況等の情報提供・情報開示を行っています。またホームページ上でも同情報を適時開示して情報提供を行っています。

<原則 5>

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、受益者の最善の利益を実現するために委託先の運用会社を通じてスチュワードシップ活動に取り組みます。また企業年金連合会が主宰する「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に加入し、他の協議会会員と協働モニタリングを実施します。

以上